

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3264号)

令和7年10月16日

横 情 審 答 申 第 3264 号
令 和 7 年 10 月 16 日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会長 松村 雅生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和5年12月27日教西指第470号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「個別の教育支援計画（中学校一般学級）」外6件の保有個人情報一部開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、別表1に示す保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を不開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を不開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年11月6日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の保有個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第78条第1項第2号及び第7号に該当するため一部を不開示したものであって、その理由は、次のように要約される。

(1) 法第78条第1項第2号の該当性について

不開示とした部分のうち、審査請求人以外の個人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とした。

(2) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 不開示とした部分のうち、個別支援学級の審査請求人に対する希望・願い、審査請求人以外の個人の心身の様子及び相談内容並びに相談時の状態に関する対応者の評価・所見は、学校が審査請求人及びその保護者について率直に述べたものであり、その内容が審査請求人の認識と異なる場合、これらを開示することにより、学校と審査請求人との信頼関係が損なわれ、適正な相談や支援業務が困難になるなど、審査請求人に係るいじめ案件の問題解決に関し、適正な執行に支障が生じるおそれがあることから、本号に該当し、不開示とした。

イ 不開示とした部分のうち、通級指導教室の審査請求人に対する希望、願い、評価及び所見は、通級指導教室と学校との共有情報であり、第三者には開示しないことを前提に提供されたもので、これらを開示すると、相談や支援業務を行う上

で支障が生じるほか、今後の生徒の問題解決に関する業務において、利用者からの信頼も得られなくなることから、本号に該当し、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件保有個人情報の全部を開示するよう求める。
- (2) 本件処分の根拠を「開示することにより、請求者との信頼関係が損なわれ、学校の業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、審査請求人は3年以上前に中学校を卒業しており、開示内容を知ったところで、学校業務には全く影響しない。
- (3) 審査請求人が長期欠席やいじめ、いじめ認知、不登校になったときの学校や実施機関の対処や対応を知りたい。また、知る権利がある。

5 審査会の判断

- (1) 学校における生徒や保護者からの訴えに係る事務について
いじめによる被害を受けた生徒や保護者から学校へ訴えがあった場合、当該生徒や保護者の所属する学校の校長は、当該訴えに關係する生徒、保護者、教職員等からの聞き取りにより、事実關係の正確な把握に努めるものとしている。
聞き取りにより把握した事実を基に、校長は、生徒や保護者への被害があったと認められる場合には、必要に応じて、当該訴えに關係する教職員を指導し、再発防止策を講じるとともに、教育委員会事務局へ報告している。
- (2) 本件保有個人情報について
本件保有個人情報は、実施機関が作成した審査請求人に係る文書であり、個人情報1、2、5及び6は審査請求人の教育支援の過程で計画・記録した資料、個人情報3、4及び7は審査請求人に対するいじめ事案に係る対応を記録した資料である。
当審査会は、本件保有個人情報を見分した上で、不開示部分を審査請求人以外の個人に関する情報（以下「不開示部分1」という。）、実施機関の所見、対応方針等（以下「不開示部分2」という。）に分類し、以下検討する。
- (3) 法第78条第1項第2号の該当性について
ア 法第78条第1項第2号では、「開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以

外の特定の個人を識別することができるもの・・・。ただし、次に掲げる情報を除く。イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報、ハ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分1には、審査請求人以外の個人の氏名、続柄及び言動並びに実施機関と審査請求人以外の個人とのやり取りが記載されている。これらの情報は、審査請求人以外の個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当する。

このうち別表2に示す部分は、既に開示されている前後の記載を踏まえると、慣行として審査請求人が知ることができる情報であると認められ、本号ただし書イに該当し開示すべきである。

その余の部分は、本号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

(4) 法第78条第1項第7号の該当性について

ア 法第78条第1項第7号柱書では、「・・・地方公共団体・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

イ 不開示部分2には、実施機関の評価、所見及び検討段階の対応方針、実施機関内の連絡調整内容等が記載されている。

このうち別表2に示す部分は、単に事実を記載したものや、既に開示されている前後の記載から内容や対応したことが明らかであるもの、一般にいじめ対応として当然に対応・検討されるべき事項であり、開示することにより今後の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。

その余の部分は、開示されることを意識することで、生徒及びその保護者への対応を検討する機会において、実施機関の職員が、生徒やその保護者等との関係性を考慮し、率直な意見交換や記録を行うことをちゅうちょし、今後同種の案件において効果的な情報共有や対応の検討が困難となるおそれがあると認められ、

本号柱書に該当する。

(5) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が本件保有個人情報を一部開示とした決定のうち、別表2に示す部分を開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を開示とした決定は妥当である。

(第三部会)

委員 金井恵里可、委員 藤嶋崇友、委員 山本紗知

別表1 本件保有個人情報

個人情報	審査請求に係る保有個人情報
個人情報1	個別の教育支援計画（中学校一般学級）
個人情報2	生活指導（事件・事故）の報告書
個人情報3	家庭訪問の様子（2月10日（水）・2月24日（水）・3月23日（火）・10月16日（金））
個人情報4	いじめ対応記録（3年次）
個人情報5	通級指導の記録（1年～3年次）
個人情報6	生徒の様子（通級指導教室）
個人情報7	個別対応記録票

別表2 実施機関が不開示とした部分のうち開示すべき部分

不開示部分	個人情報	開示すべき部分
不開示部分1	個人情報2	概要欄不開示部分3行目の全て
	個人情報7	件名欄不開示部分の全て、1頁目詳細記録欄不開示部分1行目1文字目から9文字目まで、25文字目及び26文字目、2行目の全て並びに3行目1文字目から11文字目まで、2頁目詳細記録欄不開示部分3行目の全て
不開示部分2	個人情報3	7頁目不開示部分6行目から11行目までの全て
	個人情報7	3頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、5行目26文字目から行末まで及び6行目の全て、4頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、6頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、4行目及び5行目の全て並びに11行目の全て、7頁目詳細記録欄不開示部分2行目1文字目から34文字目まで、8頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、10頁目詳細記録欄

不開示部分4行目、7行目及び8行目の全て、11頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、12頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、13頁目詳細記録欄不開示部分1行目、2行目及び7行目の全て、14頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、6行目34文字目から行末まで及び7行目の全て、15頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、16頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、19頁目詳細記録欄不開示部分2行目及び9行目の全て、20頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、21頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、22頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、14行目1文字目から8文字目まで及び25文字目から行末まで並びに15行目の全て、24頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、3行目1文字目から6文字目まで、11行目から14行目までの全て並びに21行目の全て、25頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て並びに3行目1文字目から17文字目まで、27頁目詳細記録欄不開示部分5行目及び6行目の全て、29頁目詳細記録欄不開示部分1行目から6行目までの全て、32頁目詳細記録欄不開示部分1行目、2行目、10行目及び11行目の全て、33頁目詳細記録欄不開示部分1行目、2行目、12行目及び13行目の全て、34頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て並びに3行目1文字目から29文字目まで、36頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、39頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び3行目の全て、41頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、2行目1文字目から20文字目及び16行目の全て、42頁目詳細記録欄不開示部分1行目から7行目までの全て、43頁目詳細記録欄不開示部分1行目から4行目までの全て、44頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、48頁目詳細記録欄不開示部分3行目及び4行目の全て、51頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び10行目の全て、54頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、55頁目詳細記録欄不開示部分1行目及び2行目の全て、16行目1文字目から16文字目まで、18行目1文字目から6文字目まで及び30文字目から行末まで並びに19行目の全て、56頁目詳細記録欄不開示部分7行目の全て、57頁目詳細記録欄不開示部分1行目から4行目までの全て、5行目1文字目から8文字目まで、7行目1文字目から6文字目まで、13行目37文字目から行末まで並びに14行目1文字目から17文字目まで、59頁目詳細記録欄不開示部分1行目から9行目まで及び15行目までの全て、60頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て、61頁目詳細記録欄不開示部分1行目の全て

(注意)

文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 12 月 27 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 7 年 7 月 17 日 (第317回第三部会)	・ 審議
令 和 7 年 8 月 21 日 (第318回第三部会)	・ 審議
令 和 7 年 9 月 18 日 (第319回第三部会)	・ 審議